

各種技能講習会のご案内

この度、作業主任者等技能講習会を下記の日程で開催いたします。

資格取得を希望される方はぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。また、組合員の皆さま以外の方の受講もお受けいたしますので、お知り合いの方で受講希望の方がいらっしゃいましたら一緒にご参加いただくことができます。

主催：建設業労働災害防止協会和歌山県支部

講習番号	講習科目	定員	開催場所	開催日時	費用
1	足場の組立て等作業主任者技能講習(高さ5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行う際に必要)	10名	建設業労働災害防止協会和歌山県支部(和歌山県建設会館3階 会議室)	平成29年7月5日(水) ・7月6日(木)	〈受講料〉 8,640円 〈テキスト代〉 1,650円 〈合計〉 10,290円
2	建築物等の鉄骨組立て等作業主任者技能講習(高さ5m以上の建築物骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業を行う際に必要)	5名	建設業労働災害防止協会和歌山県支部(和歌山県建設会館3階 会議室)	平成29年8月2日(水) ・8月3日(木)	〈受講料〉 8,640円 〈テキスト代〉 1,850円 〈合計〉 10,490円
3	職長・安全衛生責任者教育(リスクアセスメント含む)	5名	建設業労働災害防止協会和歌山県支部(和歌山県建設会館3階 会議室)	平成29年10月17日(火) ・10月18日(水)	〈受講料〉 10,800円 〈テキスト代〉 2,060円 〈合計〉 12,860円

主催：和歌山労働局登録講習機関 一般社団法人 日本クレーン協会和歌山支部

4	玉掛け技能講習(吊り下げ荷重が1t以上のクレーン等を使用して玉掛け作業を行う際に必要)	5名	学科：ブラザーホープ 実技：日鉄住金ビジネスサービス 和歌山(株)クレーン教習所	平成29年8月18日(金) ・8月19日(土)〈学科2日〉 平成29年8月20日(日) 〈実技1日〉	〈受講料〉 21,600円 〈テキスト代〉 1,645円 〈合計〉 23,245円
---	---	----	--	---	---

①②④につきまして、免除対象となる方は受講申込書と一緒に技能免許証又は修了証のコピー(表裏)の添付が必要となります。お申込の際に、免除申告がない場合は全科目の受講となりますのでご了承下さい。なお、テキスト代は組合が負担いたしますので、組合員の皆様にご負担いただくのは受講料のみです。但し、組合員以外が受講される場合は受講料、テキスト代を合わせた金額が必要となりますので、ご注意下さい。

下記の作業主任者技能講習会参加申込書を**開催日の2ヶ月前まで**に組合へご返送ください(郵送・FAX・お電話可)。後日、受講申込書等をお送りいたします。

●ご注意点●

「玉掛け技能講習」につきましては、受講申込書・受講料のお支払いは直接、日本クレーン協会へのご提出・お支払いとなりますのでご注意ください。お申込み後、日本クレーン協会より受講申込について封書が届きますので、期日までにお手続きいただけますようお願いいたします。

キリトリ線

作業主任者等技能講習会参加申込書(郵送・FAX・お電話でお申込ください)

● 組合員 ※希望の講習番号に○を付けてください

講習番号	1.足場組立て・2.鉄骨組立て・3.職長・4.玉掛け	ご住所	〒		
ふりがな 氏名	記号番号	33	免除科目希望	要 ・ 不要	
携帯電話	生年月日(年齢)	昭和 ・ 平成 年 月 日()			

● 組合員以外

講習番号	1.足場組立て・2.鉄骨組立て・3.職長・4.玉掛け	ご住所	〒		
ふりがな 氏名	免除科目希望	要 ・ 不要			
携帯電話	生年月日(年齢)	昭和 ・ 平成 年 月 日()			

お問い合わせ・お申し込み

建設連合・和歌山県建設組合 担当：谷口

〒640-8331 和歌山市美園町3-32-1 損保ジャパン和歌山ビル9F
TEL 073-425-5208 FAX 073-436-4457

受講資格・科目免除対象等について

1 足場の組立て等作業主任者技能講習

【作業主任者(指揮監督者)が受講】

21歳以上の方で足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。
又は、大学・高専・高校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻し、卒業した者で18歳から上記の経験を2年以上有する者。

※とび1級又は2級の技能検定合格者及び、とび指導員免許をお持ちの方は、講習科目が一部免除になり、又、受講料は6,480円となります。

2 建築物等の鉄骨組立て等作業主任者技能講習

21歳以上の方で建築物の骨組み又は塔であって金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。
又は、大学・高専・高校において土木、建築に関する学科を専攻し、卒業した者でその後2年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者。

※とび1級又は2級の技能検定合格者及び、とび指導員免許をお持ちの方、鋼橋架設等作業主任者講習を修了した方、コンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した方は、講習科目が一部免除になります。

3 職長・安全衛生責任者教育(リスクアセスメント含む)

満18歳以上で、選任されてまもない者、又は新たに職務に就くこととなった職長・安全衛生責任者等。

4 玉掛け技能講習

満18歳以上の方。

※クレーン・デリック運転士免許を修了された方及び床上操作式クレーン又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方は講習科目の一部免除があります。

